

令和元年度第1回鎌ヶ谷市環境審議会 会議録

日 時 令和元年10月3日（木） 午前10時～午前11時50分

場 所 総合福祉保健センター 4階 会議室

出席委員 木下勇会長、長谷川雅美副会長、時田將委員、菊池修次委員、小高魁委員、野田正治委員、小村井健委員

欠席委員 九谷林太郎委員

事務局 市村市民生活部副参事（事）環境課長、松本課長補佐（事）環境計画係長、米井副主幹（事）環境保全係長、塩澤主査、滝口主査補

傍聴者 0人

1 開会

新たに時田將委員、九谷林太郎委員、小村井健委員が前任者に替わり就任した旨及び開催趣旨について説明。会議録署名人は時田將委員と菊池修次委員となった。

（会 長）

環境問題は、昨今の気候変動もあり、行動する時期を迎えております。市民と連携し、地球規模で考えて、地域で行動することが大事ではないでしょうか。環境問題への関心の低さなど、そのあたりも課題にしながら検討したいと思います。

2 議事

議題1 環境教育の推進について

（事務局）

資料1をご覧ください。鎌ヶ谷市環境基本条例の第20条では、環境教育等の振興及び普及啓発の推進について規定しております。具体的には、市のとるべき施策としまして、（1）学校教育における環境教育等の推進のための施策、（2）良好な環境の保全等に関する生涯学習の支援のための施策、（3）良好な環境の保全等に関する広報啓発活動、（4）前各号に掲げるもののほか、環境教育等の推進のために必要な施策について行うものと規定されております。環境課では、これらを踏まえて年間を通して多くの環境講座や環境イベントを開催しているところです。

それでは平成30年度の実績につきまして、資料2をご覧ください。まず、自然環境関係の講座については、主なものとして、夏休み期間中に「夏休みこども環境講座」と

題した講座を4回実施しております。また、鎌ヶ谷西高等学校科学部の生徒と協働でひまわりを育成し、満開となる8月上旬には「ひまわりエコプロジェクト」と題して、小学生を対象としたワークショップを開催しています。

次に、地球温暖化・緑のカーテンに関する講座については、例年環境保全団体にご協力いただき、ゴーヤの苗を種から育成し、発芽した苗を市民に配布することで、市内の緑のカーテンの普及促進に努めております。また、窓断熱普及講座を座学と実習の2回に分けて開催し、家庭で簡単にできる温暖化対策の普及促進を図りました。

最後に、環境イベントとして、環境月間である6月には「かまがや環境パネル展」、10月には「かまがや環境フェア」を毎年開催しております。

続きまして、資料2裏面の令和元年度の予定・実績についてご説明します。令和元年度新たに実施したのものとして、夏休みこども環境講座「鳴く虫の夕べ」があります。会場となった栗野コミュニティセンターの会議室でマツムシ、クツワムシ、キリギリスや鳴く虫の女王といわれるカンタンなど多くの虫たちについて学び、実際に外に出て夜の栗野地区公園周辺を歩いて、虫たちの合唱を楽しむという企画でした。とても楽しかったという感想が多く聞かれました。さらに、10月12日（土）に環境フェアが開催予定となっております。年号が令和に変わり、「新たな時代へ広げよう エコ&グリーンかまがや」というテーマで開催いたします。

以上、環境教育関連についてご説明してまいりましたが、課題としては、なかなか参加者が集まらない講座もあり、募集も広報、ホームページ、公共施設におけるポスター・チラシ等で周知はしておりますが、人集めには苦慮しているところです。

今後は参加してみたい、また来たいと感じていただけるような魅力のあるメニューづくりに取り組んでいきたいと考えておりますが、アドバイス等をございましたら、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

<質疑応答>

(委員)

これらの講座は全て環境課主催のものですか。

(事務局)

市後援のものもあります。

(委員)

ここ数年の講座の参加者数の推移を確認し、人の集まる講座、集まらない講座を把握したうえで、効率よくやっていく必要があるかもしれません。

(会長)

行政の施策もそうだが、環境講座についてもPDCAサイクルとして、なぜ人が集まらなかったのかを考え、次につなげていくことが重要です。

(委員)

環境課でも何か一つ指針のような柱を据えて、イベントや講座の中でアピールし、活用することで、ほかのアイデアも生まれてくるかもしれません。

(副会長)

緑地を残しながら、環境を良くしていくことを環境教育のシナリオの中に入れ、イベントや講座に連動させることで、この講座に参加してくれているから、この緑地も残っていますというような成果を出してほしいです。

議題2 鎌ヶ谷市公共施設エコアクションプラン～鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画(事務事業)～について

(事務局)

まず地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇することをいい、私たちの日常生活や事業活動によって排出される温室効果ガスの排出量の増加が温暖化の一つの要因と考えられています。

今後、温暖化がさらに進めば、私たちの生活に甚大な被害が及ぶ可能性があり、地球温暖化問題は世界規模で取り組むべき課題となっています。

本計画の概要版をご覧ください。まず背景として、2015年12月に開催された第21回気候変動枠組条約締結国会議(COP21)におきまして、法的拘束力のある国際的な合意として「パリ協定」が採択され、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2度未満とすることが目標として掲げられました。

日本においても、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26パーセント削減するという「日本の約束草案」を提出し、この目標達成のため2016年5月に、国は「地球温暖化対策計画」を策定しております。

本計画は、一事業者として温室効果ガスの削減に率先して取り組み、市民や市内の事業者の模範となることで地球温暖化対策を推進し、もって「緑とふれあいのあるふるさと 鎌ヶ谷」の実現に寄与することを目的としております。計画期間は2018年度から2030年度までの13年間とし、期間中は3年から5年で必要に応じて見直しを図っていきます。また、範囲は本市が実施するすべての事務・事業であり、算定対象とする温室効果ガスは二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンです。

<質疑応答>

(委員)

公共施設に自家発電設備はどのくらい設置されていますか。

(事務局)

災害時に避難所となりうる公共施設には、今のところ設置しておりません。

(委員)

先日の台風15号の被害でも、電気の重要性を実感したので、予算の関係で難しいかもしれないが、公共施設に蓄電池などの設置を進めていただきたい。これからは、性能の良い比較的安価な蓄電池も出てくると聞いております。

(副会長)

緑を壊して太陽光発電システムを設置しているようなところもあるので、二酸化炭素を出さないことも大事だが、森林などの緑をしっかりと残し、吸収することも考えた方がいいと思います。

(委員)

住宅や公共施設でも、断熱性を良くすることで使うエネルギーは少なくなります。

(会長)

断熱については、公共施設にも取り入れて、ある程度モデル事業として市民に体感してもらいたいと思います。

議題3 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助金について

(事務局)

鎌ケ谷市では、地球温暖化防止の推進に資することを目的として、温室効果ガスの削減に寄与する再生可能エネルギー・省エネルギー設備の普及を図るため、該当する設備を設置する市民に対し補助金を交付しています。

この制度は、千葉県補助金を活用して実施しているものですが、鎌ケ谷市の制度の大きな特徴として、太陽光発電システムを除き、県の補助額に市単費を上乗せする形で補助しております。また、前年度に各設備を設置された方につきましても、県補助金では対象外となりますが、市単費により補助金を支出しております。

資料5をご覧ください。まず「太陽光発電システム」は、平成22年度から制度をスタートしており、平成23年度から増加し、平成26年度は108件まで延びましたが、それをピークに近年は減少・横ばい傾向となっております。

これは、東日本大震災後の省エネ・節電志向の高まりにより、設置件数が増えたことによるものと推察されますが、その後は、余剰電力の買取価格が年々引き下げられていることもあり、設置が頭打ちとなっている状況です。

次に、燃料電池システムエネファームについては、設置件数が減少しており、県の補助金額も当初より減額されております。

次に、リチウムイオン蓄電池システムにつきましては、補助件数が伸びております。これは、2019年11月に固定価格買取制度(FIT)の買取期間終了の方が出てきて、余剰電力を安価で売電し続けるか、蓄電池を設置して自家消費するかという選択に迫られていることから、設置する方が増えていると考えております。また、蓄電池は、災害

時発生時の非常用としてのメリットもあり、そういった側面からも増加しているものと考えております。

次に、エネルギー管理システム（HEMS）と電気自動車充電システムについては、千葉県が補助メニューからすでに除外していることなどから、鎌ヶ谷市でも令和元年度から対象外としております。

最後に、太陽熱利用システムにつきましては、平成30年度の1件のみとなっております。

<質疑応答>

（委員）

事業者用の買取価格と家庭用の買取価格は違いますか。

（事務局）

違います。

（委員）

事業者用の買取価格は採算が取れる程度にし、家庭用の買取価格を上げれば、太陽光発電システムがもっと普及していくかもしれません。

議題4 一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境アセスメント手続きについて

（事務局）

一般国道464号北千葉道路とは、市川市と成田市を結ぶ全長約43キロメートルの道路で、千葉県が昭和44年に都市計画を決定し、一部供用開始になっているのですが、船橋市から外環道までの区間について都市計画変更の手続きをしているところでございます。併せまして、環境アセスメントの手続きを環境影響評価法に基づいて行っている段階でございます。配慮書及び方法書につきましては、昨年、一昨年と、千葉県から沿線市に意見を求められ、本環境審議会を開催させていただき、市長名で県知事あてに回答しております。

今後、環境影響調査の準備書の段階で、県知事から再び沿線市に意見を求められる形となります。この後、住民に対しても意見を聞く段取りとなっており、その際には、環境審議会を開催させていただきたいと考えております。

（委員）

鎌ヶ谷市にもインターチェンジが設置されるようだが、北千葉道路を東西線とすると、南北線となる船橋取手線や並行している市道18号線が接続する形となります。現在、その南北線に対して横線の細い道路しか接続しておらず、今でも危険で歩道のない狭い道路が、さらに交通量が増える可能性があります。現状の細い道路だけではなく、大々

的につなげてもらいたい。また、北千葉道路で栗野地区公園や市制記念公園の緑を分断しないような計画を配慮していただき、遊歩道みたいなものでうまくつなげることができないかなと思います。

(副会長)

環境審議会では環境に配慮、アセスメントに対して審議すべきだと思いますが、道路そのものの機能についても議論しなければならないのですか。

(委員)

道路の問題ではなくて、市制記念公園と栗野地区公園をうまくつなげる方法が必要と考えます。地下の部分と上の部分でつながるといいと思います。

(委員)

北千葉道路が鎌ヶ谷市を横断することは、都心にもアクセスしやすくなります。市民としては、環境問題も大事ですけれども、リターンを求める以上は、多少のリスクは伴うものなので、そのリスクとリターンのバランスは行政で考えていただき、市民の利便性の向上のため、早く開通してもらいたいです。

(委員)

北千葉道路に合流するための南北につながる都市計画道路も早く実行してもらいたいです。

(会長)

鎌ヶ谷市としても、北千葉道路に合わせ、都市計画の整備、解決していくことが必要だと思います。リスクを把握するためにアセスがあるので、北千葉道路に関するアセス、それ以外の周辺的な影響を含めながら検討し、できるだけそのリスクを生じないように、常に要求していくことが大事ではないでしょうか。

議題5 その他

(事務局)

まず、「ペットの災害対策マニュアル」の策定についてご説明します。動物愛護の観点と、東日本大震災等の教訓を踏まえ、環境省が策定した「人とペットの災害対策ガイドライン」でも、ペットを飼っている飼い主は、災害時避難所へ避難する際、ペットと一緒に避難する「同行避難」が明記されています。

そこで、市では、ペットを飼っている飼い主の方々に向けた、「ペットの災害対策マニュアル」を平成29年に作成しました。また、千葉県獣医師会京葉獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定」、株式会社ケーヨーと「災害時におけるペットの飼育管理に係る物資等の支援に関する協定」を締結し、ペットの飼い主が安心して避

難するための体制づくりを構築しております。

次に、資料7の「プラごみ減量の取組指針について」ご説明します。皆さまご存じのとおり、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に問題視されています。そこで、市では海洋プラスチックの減少に寄与するため、本年「プラごみ減量の取組指針」を策定し、市民・事業者・行政が一体となってプラごみの削減に取り組んでいます。

<質疑応答>

(委員)

東鎌ヶ谷に住んでいるが、緑地を保全して欲しいという気持ちを強く持っています。自宅の近くだけでも、広い緑地が3か所なくなっています。地権者の方の色々な事情もあるだろうが、市が借りている緑地などは、早めに地権者と接触を持って、なるべく残すということをもう少し考えてほしいです。いずれにしても緑地がなくなっていくのは非常に残念です。

(委員)

鎌ヶ谷市でも亡くなった方の遺体を空き倉庫などで保管している業態が見られる。例えば災害等でドライアイスが供給されないと、遺体が腐り、周辺環境にも影響を及ぼす可能性もあることから、規制がないと無秩序で自由にできてしまう恐れがあります。他市を参考にしながら、条例で何らかの規制をしていただきたいです。

(会長)

市でも実態を把握してもらう必要があるかもしれません。

3 閉会

以上、会議の経過を記載し、相違ないこと証するため、次に署名する。

令和2年1月8日

署名人 時田 將 _____

署名人 菊池 修次 _____